

## 猪苗代町空き家改修等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第一条 この要綱は、町内の空き家を利活用し、移住及び定住を促進するため、予算の範囲内において、空き家の改修等に要する費用を補助する猪苗代町空き家改修等支援事業補助金の交付に關し、猪苗代町補助金等の交付等に関する規則（昭和六十年猪苗代町規則第二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 空き家 町内に存する戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が述べ面積の二分の一以上の併用住宅を含む。以下同じ。）で、三カ月以上居住の実態がないものをいう（地方公共団体が所有又は管理するものを除く。）。
- 二 定住 本町に五年以上生活の本拠を置くことをいう。ただし、二地域居住者においては、少なくとも五年間継続することをいう。
- 三 移住者 他市区町村から本町へ住民票を異動し、生活しようとする者をいう。なお、補助金交付申請（以下「交付申請」という。）の日から遡って、二年以内に他市区町村から本町へ住民票を異動した者を含む（補助を受けようとする空き家に居住している者を除く。）。
- 四 子育て世帯 補助金の交付申請時において、十八歳未満（十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間）の就労していない子ども（胎児を含む。）がいる世帯をいう。
- 五 新婚世帯 婚姻の届出から五年以内の男女（両者とも三十九歳以下（四十歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間））の世帯をいう。
- 六 二地域居住者 県外に生活拠点をもち、本町への住民票の異動を行わずに一定期間（一年のうち通算して一カ月以上）を本町で生活しようとする者をいう。

七 被災者 東日本大震災により、自宅が半壊以上の被害（市町村が発行する罹災証明等により被害が確認できる場合のみ。）を受けた者をいう。

八 避難者 原子力災害対策特別措置法第二十条第二項に基づく指示により設定された警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び緊急時避難準備区域）及び特定避難勧奨地点に居住していた者をいう。

九 既空き家居住者 交付申請時において、補助を受けようとする空き家（交付申請日の属する年度の前年度の四月一日以降に購入又は賃借したものに限る。）に居住している移住者、子育て世帯、新婚世帯、被災者又は避難者に該当する者をいう。

（補助対象者）

第三条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表一、二及び三に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としてしない。

- 一 補助金の申請をしようとする者又は同一世帯の者が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者
- 二 既にこの要綱の別表一及び二に定める事業種別を実施し補助を受けたことがある者
- 三 町税等の滞納がある者

（補助の対象及び額）

第四条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表一、二及び三に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表一、二及び三に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定める経費とする。

3 補助金の額は、別表一、二及び三に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

4 前項の規定により、別表一、二及び三で算出した補助金の額に

千円未満の端数が生じたときは、それぞれ当該端数を切り捨てるものとする。

5 補助対象者に交付する補助金の総額は別表一、二及び三で算出した補助金の額の合算とする。

（補助金の交付申請）

第五条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金交付申請書（様式第一号）に別表四に定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、別表一に定める事業種別と、別表二に定める事業種別については、いずれか一方のみの申請とする。

（補助金の交付決定）

第六条 町長は、補助金の交付を決定したときは、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金交付決定通知書（様式第二号）により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定にあたり必要な条件を付すことができる。

（事業内容の変更等）

第七条 補助対象者は、事業内容の変更又は廃止をしようとするときは、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金変更（廃止）承認申請書（様式第三号）により町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更が次のいずれかに該当する場合は、不要とする。

一 六カ月未満の事業完了予定日の延長（交付申請を行う日の属する年度内に限る。）

二 その他町長が認める変更

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは変更又は廃止を承認し、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金変更（廃止）承認通知書（様式第四号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ等）

第八条 補助対象者は、第六条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げを行うときは、第六条の規定による補助金交付決定通知を受けた日から起算して十五日を経過した日までに、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金取下げ申請書（様式第五号）を町長に提出するものとする。

3 補助対象者は、交付申請を行った日の属する年度内に事業が完了しない場合又は実施が困難となった場合は、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金年度終了実績報告書（様式第六号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第九条 補助対象者は、補助対象事業の完了日から起算して十四日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の三月三十一日のいずれか早い日までに、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金完了実績報告書（様式第七号）に別表五に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第十条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地確認の上、補助金の額を確定し、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金交付確定通知書（様式第八号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第十一条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、通知を受けた日から起算して十五日以内に、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金交付請求書（様式第九号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第十二条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

二 規則、この要綱又は関係法令に違反する行為があった場合

2 町長は、前項の取消しを決定したときは、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金交付取消通知書（様式第十号）により補助対象

者に通知するものとする。

(委任)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和六年四月一日から施行する。